

精神障害者運賃割引の導入について

阪堺電気軌道（本社：大阪市住吉区／社長：藤井 哲）は、2026年4月1日に精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまを対象とした精神障害者運賃割引を導入します。

なお、詳細については、以下のとおりです。

1. 導入日

2026年4月1日

2. 割引対象路線

当社線全線

3. 割引対象者と割引条件等

(1) 割引対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に、第1種又は第2種の記載にあるもの）をお持ちのご本人とその介護者

(2) 割引条件等

種別	介護者の有無	運賃・乗車券の種類	割引の条件など	割引率
第1種	介護者なし (ご本人単独)	普通運賃	/	割引なし
	介護者あり	普通運賃	ご本人・介護者とも割引	5割
		定期券	ご本人・介護者とも割引 ※	
		回数券	ご本人・介護者とも割引	
第2種	介護者なし (ご本人単独)	普通運賃	/	割引なし
	介護者あり	普通運賃	/	割引なし
		定期券	12才未満のご本人が介護者とともに乗車する場合 ※	5割
		回数券	/	割引なし

※ご本人が12才未満の場合は、介護者のみ割引を適用いたします。

※介護者が購入できる定期乗車券は、通勤定期乗車券に限ります。

注意事項

- ・10円未満の端数は切り上げます。
- ・1km未満の端数は1kmに切り上げます。
- ・現金（普通運賃）でご乗車の場合は、降車時に「精神障害者保健福祉手帳」をご呈示ください。
 （ご本人1人に対して介護者1人。ただしご本人が車椅子を利用される場合は介護者2人まで割引）
- ・ご本人・介護者とも割引を受けることが出来る乗車券は、運賃および乗車券の種類・乗車区間・有効期間が同一のものを同時に購入いただく必要があります。
- ・ご乗車の際は、精神障害者保健福祉手帳、またはミライロIDを携帯し、係員から確認を求められたときは、ご呈示ください。